

騒音規制法及び振動規制法による

特定施設に係る届出の手引

目次

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 1 | 特定施設に係る届出の概要 | 1 |
| 2 | 特定施設の一覧 | 2 |
| 3 | 特定施設の設置 | 4 |
| 4 | 特定施設設置届出書の作成 | 5 |
| 5 | 特定施設の変更 | 9 |
| 6 | 特定施設変更届出書の作成 | 9 |
| 7 | 経過措置による届出 | 11 |
| 8 | 特定施設に係るその他の届出 | 11 |
| 資料1 | 建築材料等による防音効果 | 15 |
| 資料2 | 特定工場等に係る騒音・振動の規制基準 | 17 |

令和6年4月

横浜市みどり環境局

チェックリスト

届出書は正副2部作成しましたか。

*騒音規制法・振動規制法の両方の届出をする場合は、それぞれの届出書について正副2部ずつ作成してください。

敷地の境界線での騒音の予測値は、規制基準（17ページ参照）を満たしていますか。

*予測値が規制基準を上回る場合は、防音のために必要な措置をとってください。

窓口にて書類の確認を行います。

*事前に電話でご予約のうえ、来庁してください。(TEL : 045-671-2485)

*ご予約なく来庁された際には、お待ちいただく場合がございます。

☆電子申請・届出システム

騒音規制法、振動規制法に基づく特定施設の届出は、横浜市の電子申請・届出システムによる電子申請が可能です。詳細は下記URL、QRコード先のページをご覧ください。

●騒音規制法

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/9cfb0200-95af-4260-93f9-faa13dfff2a3/start>



●振動規制法

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/ab5741db-bb8f-4447-9590-d8697c9e3dae/start>



☆問合せ・予約・届出先

横浜市中区本町6丁目50番地の10
市庁舎27階

横浜市みどり環境局環境保全部
大気・音環境課 騒音担当

電話 045-671-2485

横浜市 騒音

検索

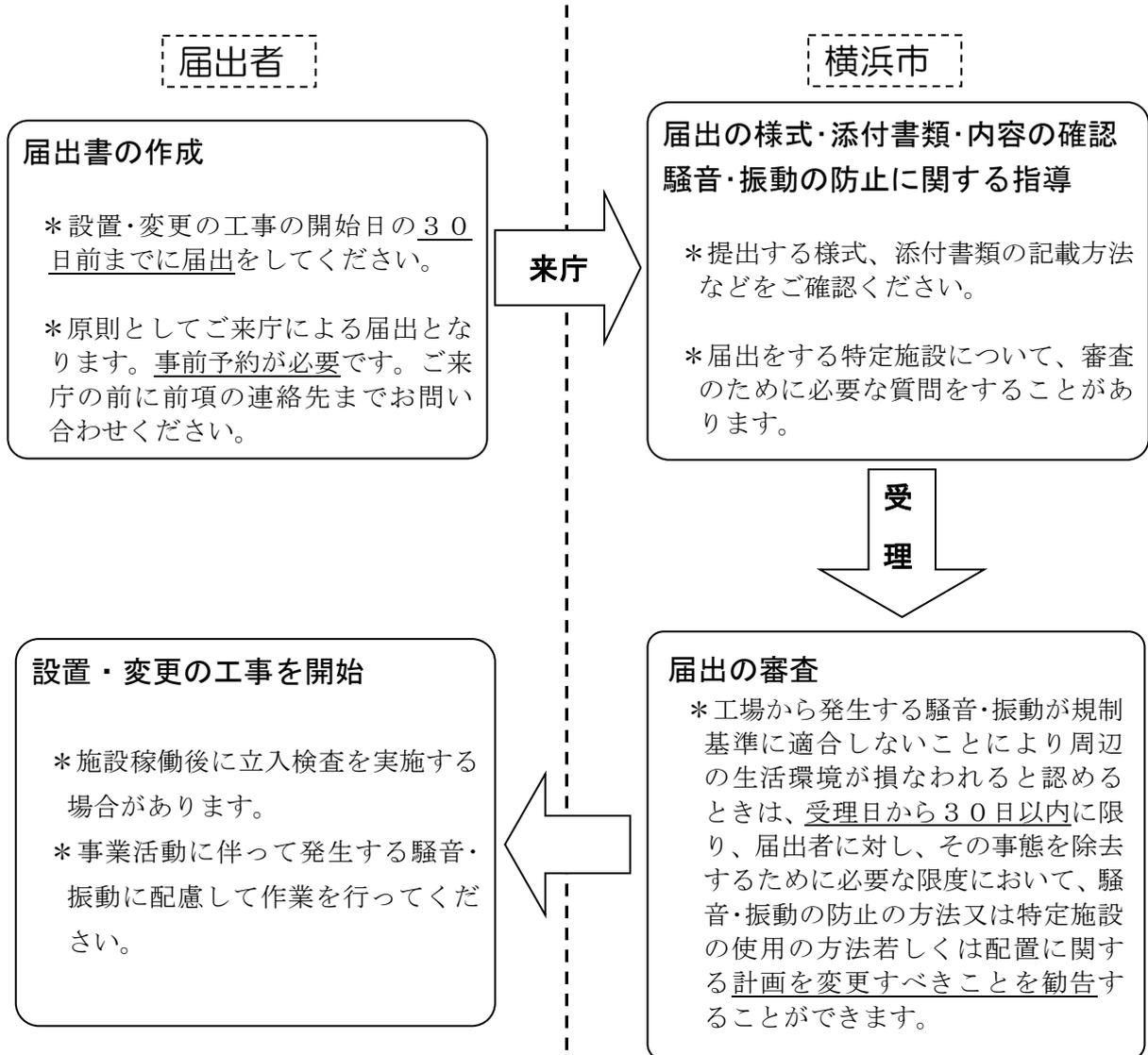


1 特定施設に係る届出の概要

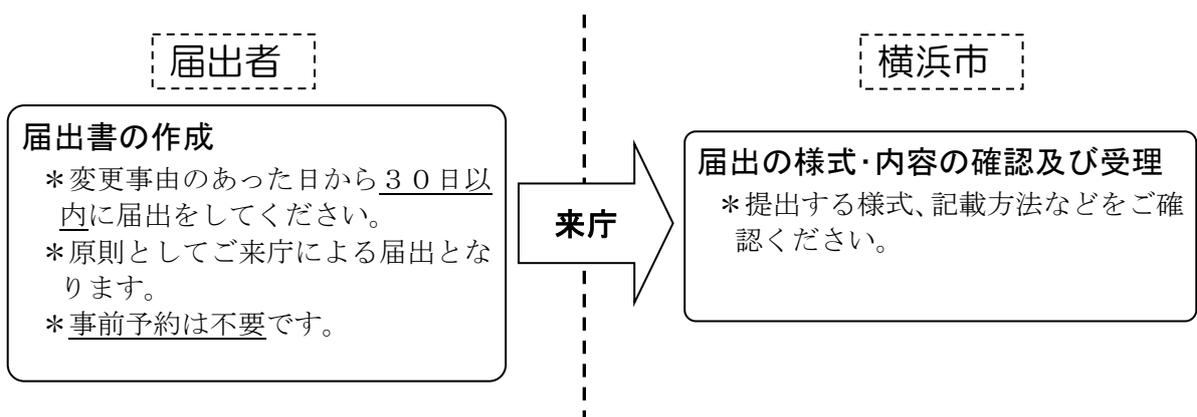
(1) 特定施設とは

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であつて政令で定める施設（2～3ページ参照）をいいます。

(2) 設置届出・変更届出等について



(3) 氏名等変更届出、承継届出、使用全廃届出について



2 特定施設の一覧

(1) 騒音規制法で規定されている特定施設（騒音規制法施行令別表第1）

| | | |
|----|---|---|
| 1 | 金属加工機械 | イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） |
| | | ロ 製管機械 |
| | | ハ ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） |
| | | ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） |
| | | ホ 機械プレス （呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。） |
| | | ヘ せん断機 （原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） |
| | | ト 鍛造機 |
| | | チ ワイヤフォーミングマシン |
| | | リ ブラスト （タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。） |
| | | ヌ タンブラー |
| | | ル 切断機（といしを用いるものに限る。） |
| 2 | 空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。） | |
| 3 | 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。） | |
| 4 | 織機（原動機を用いるものに限る。） | |
| 5 | 建設用資材製造機械 | イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。） |
| | | ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。） |
| 6 | 穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。） | |
| 7 | 木材加工機械 | イ ドラムバーカー |
| | | ロ チッパー （原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） |
| | | ハ 碎木機 |
| | | ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） |
| | | ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） |
| | | ヘ かな盤 （原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） |
| 8 | 抄紙機 | |
| 9 | 印刷機械（原動機を用いるものに限る。） | |
| 10 | 合成樹脂用射出成形機 | |
| 11 | 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。） | |

(2) 振動規制法で規定されている特定施設（振動規制法施行令別表第1）

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 金属加工機械 | イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） |
| | | ロ 機械プレス |
| | | ハ せん断機 （原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） |
| | | ニ 鍛造機 |
| | | ホ ワイヤージョーミングマシン （原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。） |
| 2 | 圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。） （冷凍機（冷媒圧縮機）を除く。） | |
| 3 | 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。） | |
| 4 | 織機（原動機を用いるものに限る。） | |
| 5 | コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。） | |
| 6 | 木材加工機械 | イ ドラムバーカー |
| | | ロ チッパー （原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。） |
| 7 | 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。） | |
| 8 | ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。） | |
| 9 | 合成樹脂用射出成形機 | |
| 10 | 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。） | |

* 騒音規制法・振動規制法に共通する特定施設であっても、対象となる能力や定格出力が異なるものがあります。

| | 騒音規制法 | 振動規制法 |
|-------|-------------------|------------------|
| 機械プレス | 呼び加圧能力294kN以上 | すべて |
| せん断機 | 原動機の定格出力3.75kW以上 | 原動機の定格出力1kW以上 |
| チッパー | 原動機の定格出力が2.25kW以上 | 原動機の定格出力が2.2kW以上 |
| 印刷機械 | 原動機を用いるもの | 原動機の定格出力が2.2kW以上 |

* 船舶又は車両に設置される施設については届出不要です。

3 特定施設の設置

指定地域内で、金属加工機械や空気圧縮機など、騒音・振動を発生する一定の施設（特定施設）を設置することにより、初めて特定工場等になるときは、設置の工事の開始の日の30日前までに、市長に届け出なければなりません。

* 初回の届出に限ります。特定施設の追加・変更等の届出については9ページ（5 特定施設の変更）をご参照ください。

(1) 届出者・届出をする時期・届出先

指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市長に届け出なければなりません。

(2) 届出が必要になる地域（指定地域）

横浜市の区域のうち都市計画法で掲げる工業専用地域を除く区域
(昭和61年3月25日横浜市告示第58号及び第61号)

*用途地域は、「i マッピー」でお調べください。(裏表紙参照)

(3) 届出内容・添付書類

様式第1「特定施設設置届出書」に必要な書類を添付の上、ご提出ください。
詳しくは5ページ（4 特定施設設置届出書の作成）をご参照ください。

☆届出書の様式は横浜市の電子申請・届出システムからダウンロードできます。

横浜市 電子申請・届出システム 検索

手続き一覧（個人向け） 手続き一覧（事業者向け） ヘルプ よくあるご質問 ログイン 新規登録

横浜市電子申請・届出システム（新）

もっと便利に。
もっと簡単に。

横浜市では行政手続きの受付がインターネットで行えます。
このサービスを通して皆様の生活をもっと便利に。もっと簡単に。

チャットでのお問い合わせ

横浜市電子申請・届出システム チャットサポート

4 特定施設設置届出書の作成

(1) 様式第1「特定施設設置届出書」の作成

様式は横浜市の電子申請・届出システムからダウンロードできます。騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設の設置については、両方の届出が必要になります（液圧プレスや7.5キロワット以上の空気圧縮機など）。また、届出書一式は正副2部作成してください。

《騒音規制法様式第1 記入例》

| | | | | | | |
|---|-------------|------------------------------|---|-----------------|-----------------|---------------|
| 様式第1 | | 特定施設設置届出書 | | | | |
| (届出先) 横浜市長 | | 令和3年 ○月 ○日 | | | | |
| | | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | | | | |
| | | 横浜市中区○○町一丁目1-1 | | | | |
| | | ○○株式会社 | | | | |
| 届出者 | | 代表取締役 横浜 太郎 | | | | |
| | | 電話 045-671-xxxx | | | | |
| | | 担当者 ○○課 横浜 一郎 | | | | |
| 騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。 | | | | | | |
| 工場又は事業場の名称 | ○○株式会社 横浜工場 | | | | ※整理番号 | |
| 工場又は事業場の所在地 | 横浜市中区○○町1-1 | | | | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 工場又は事業場の事業内容 | 機械製品の製造 | | | | ※施設番号 | |
| 常時使用する従業員数 | 10人 | | | | ※審査結果 | |
| △騒音の防止の方法 | 別紙のとおり。 | | | | ※備考 | |
| 特定施設の種類 | 型式 | 公称能力 | 数 | 使用開始時刻 (時・分) | 使用終了時刻 (時・分) | 設置完了 予定年月日 |
| 空気圧縮機 | AAA-xxxx | 7.5 kW | 1 | 8:00 | 17:00 | 令和3年 5月1日 |
| 液圧プレス | BBB-xxxx | 298 kN | 2 | 8:00 | 17:00 | 令和3年 5月1日 |
| 送風機 | CCC-xxxx | 7.5 kW | 3 | 8:00 | 17:00 | 令和3年 5月1日 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

備考1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

| | | | | | |
|------|-----|----|-----|------|--|
| 用途地域 | | | | | |
| 条例 | 月 日 | 振動 | 月 日 | ※受付者 | |

(2) 必要な添付書類

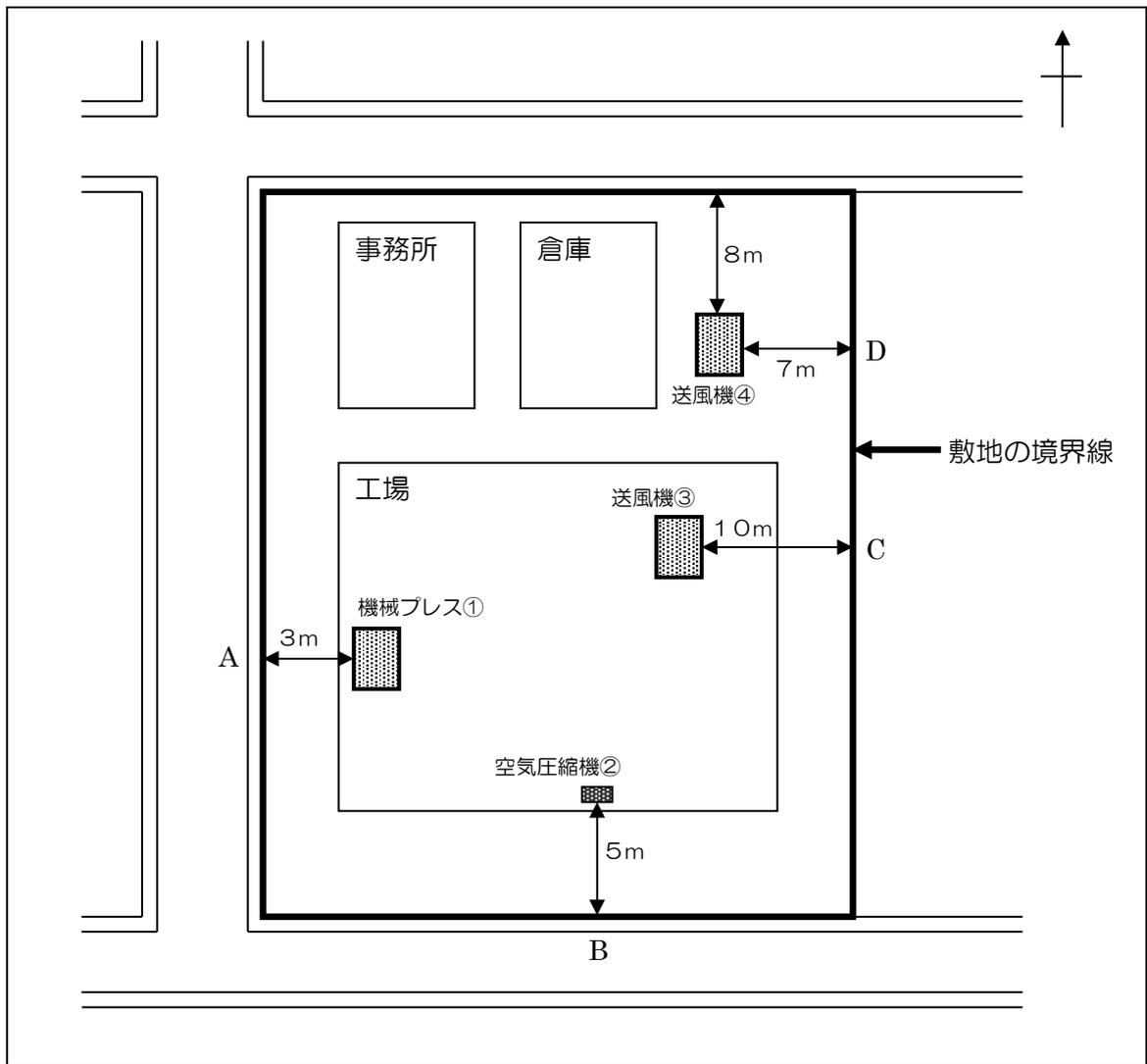
特定施設から発生する騒音・振動を予測するために、次の資料を添付してください。

| 添付書類 | 騒音 | 振動 | 添付書類 |
|------|----|----|--|
| ① | ○ | ○ | 工場等への案内図および付近の状況図 |
| ② | ○ | ○ | 作業工程図 *作業・業務内容および今回届出をする特定施設の用途等を簡単に説明したもの。 |
| ③ | ○ | ○ | 敷地内における建物の配置状況図（7ページ参照） *敷地の境界線を明記。 |
| ④ | ○ | ○ | 工場等建物の平面図（7ページ参照） *特定施設が設置されている階のみで可。 *添付資料③に記入してもよい。 |
| ⑤ | ○ | ○ | 特定施設の配置状況図（7ページ参照） *特定施設の名称、能力および特定施設ごとに最も近い敷地の境界線までの距離を記入。 *添付資料③に記入してもよい。 |
| ⑥ | ○ | ○ | 工場等の立面図（東西南北） *立面図がない場合は写真での代用も可。 |
| ⑦ | ○ | ○ | 建物の断面図、かなばかり図又は仕上げ表など *建物の壁の構造が分かるもの。 |
| ⑧ | ○ | ○ | 特定施設の仕様書、カタログ又は図面等 *型式および定格出力(kW)や能力(kN)が分かるもの。 *騒音規制法の特定施設については発生源での騒音レベルの資料 (例：発生源から○m地点で○○dB) *仕様書等がない場合は担当までご相談ください。 |
| ⑨ | ○ | - | 音源の防音措置や消音機の構造図、その他騒音防止を示す資料 *音源の防音措置を講じない場合は不要。 |
| ⑩ | ○ | - | 騒音の処理方法概要書（8ページ参照） *横浜市ホームページからダウンロードしてください。 |
| ⑪ | - | ○ | 特定施設の設置場所の基礎断面図（7ページ参照） *防振措置を講じている場合はその図面又は資料。 |
| ⑫ | ○ | ○ | 本届出に関する問合せ先 *届出書の内容の詳細について後日お尋ねする場合があります。 |

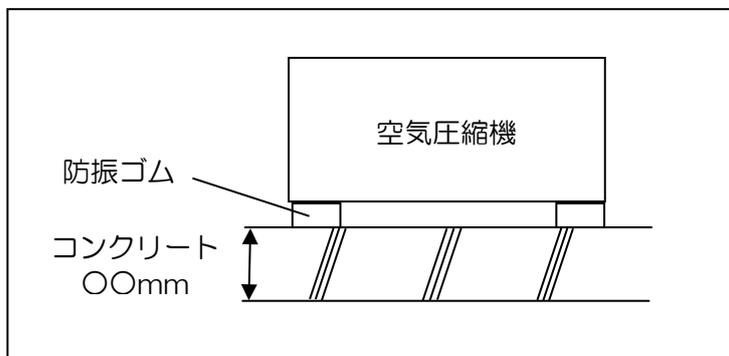
*騒音規制法・振動規制法の両方の届出を同時にする場合は、振動規制法の届出の添付資料であって、騒音規制法の届出の添付資料と重複するものについては届出書にその旨を記載したうえ、省略することができます。

*添付書類は、特別の事情のあるものを除き、用紙の大きさを日本産業規格A4としてください。A4以上の書類についてはA4に折り、左側を届出書とともに綴じてください。

《添付資料③～⑤例》敷地の平面図・建物の配置状況図・特定施設の配置状況図



《添付資料①例》特定施設の設置場所の基礎断面図



《添付資料⑩例》騒音の処理方法概要書

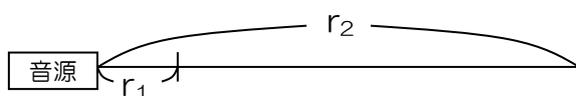
横浜市ウェブページからダウンロードできます。

| 騒音の処理方法概要書 | | (単位 デンベル) | | | |
|-----------------------------|-----------------|---|---|--|--|
| 発生源での施設等 | | 機械プレス① | 空気圧縮機② | 送風機③ | 送風機④ |
| ④ | 発生源での騒音レベル | 1 m 70 dB | 1.5 m 55 dB | 1.5 m 78 dB | 1.5 m 89 dB |
| 騒音対策による減衰値 | ⑤ 音源対策 | | | ⑤~⑥ 小数第2位以下は切り捨て 16.47 ⇒ 16.4 | |
| | ⑥ 距離減衰 | 3 m 9.5 dB | 5 m 10.4 dB | 10 m 16.4 dB | 7 m - dB |
| | ⑦ 建屋減衰 | 省略 | 省略 | アルミサッシ 19 dB | |
| | ⑧ 防音壁等 | | | | ⑧ 四捨五入して 整数値を記入 |
| | ⑨ 合計 ⑤+⑥+⑦+⑧ | 9.5 dB | 10.4 dB | 35.4 dB | 省略 |
| ⑩ 敷地の境界線での騒音レベル予測 ④-⑨ | | 61 dB | 45 dB | 43 dB | 非常用につき 計算省略 |
| 添付図面に記載した敷地境界線上の記号又は番号 | | A | B | C | D |
| 防音対策の具体的内容 | | <input checked="" type="checkbox"/> 距離 <input type="checkbox"/> 建屋 () <input type="checkbox"/> その他 () | <input checked="" type="checkbox"/> 距離 <input type="checkbox"/> 建屋 () <input type="checkbox"/> その他 () | <input checked="" type="checkbox"/> 距離 <input checked="" type="checkbox"/> 建屋 (ガラス網入り7mm) <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 距離 <input type="checkbox"/> 建屋 () <input type="checkbox"/> その他 () |
| 施設の使用時間 | | 8時30分～ 17時00分 | 8時00分～ 20時30分 | 0時00分～ 24時00分 | 非常時 |
| 当該事業所に適用される規制基準値 (準工業地域) | | 【午前8時から 午後6時まで】 65 dB | 【午前6時から午前8時まで及び 午後6時から午後11時まで】 60 dB | 【午後11時から 午前6時まで】 50 dB | |
| 添付図面 | | 施設等の位置及びその位置から敷地の境界線までの距離を示した図 | | | |

* ④欄には、添付資料⑧の騒音レベルの数値（例：発生源から1m地点で75dB）を記入してください。

* 音源対策をしない場合や、防音壁等を設置しない場合は⑤、⑧欄は空欄で結構です。

* ⑥欄の距離減衰(dB)は次の計算式から求めます（小数第2位以下は切り捨て）。



r1 = ④欄に記入した距離(m) (基準距離)
r2 = 音源から敷地境界線までの距離

$$\text{距離減衰量(dB)} = 20 \times \log_{10} \left(\frac{r_2}{r_1} \right)$$

基準距離

* ⑩敷地の境界線での騒音レベルは小数第1位を四捨五入し、整数値を記入してください。

5 特定施設の変更

特定施設の種類、数、騒音・振動防止の方法などを変更しようとするときは、その変更に係る工事の開始の日の30日前までに、市長に届け出なければなりません。

*初回の届出については4ページ（3 特定施設の設置）をご参照ください。

（1）届出者・届出をする時期・届出先

特定施設の設置の届出をした者は、その届出に係る変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、市長に届け出なければなりません。

（2）届出が必要な変更と届出様式

《主な届出事由の例》

| 届出事由 | 届出様式 | |
|----------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| | 騒音規制法 | 振動規制法 |
| 特定施設の数の変更* ₁ | 様式第3 「特定施設の種類ごとの数変更届出書」 | 様式第3 「特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書」 |
| 特定施設の使用開始・終了時刻の変更* ₂ | 届出不要 | 様式第3 「特定施設の使用の方法変更届出書」 |
| 特定施設の騒音・振動の防止方法の変更* ₃ | 様式第4 「騒音の防止の方法変更届出書」 | 様式第4 「振動の防止の方法変更届出書」 |

- *1 騒音規制法については、特定施設の種類ごとの数が減少する場合及びその数を直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合はこの限りではない。
振動規制法については、特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合はこの限りではない。
- *2 届け出している特定施設の使用開始から終了までの時刻内での変更はこの限りではない。
- *3 特定工場等において発生する騒音・振動の大きさの増加を伴わない変更についてはこの限りではない。

6 特定施設変更届出書の作成（数の変更をする場合）

（1）様式第3「特定施設の種類ごとの数変更届出書」の作成

様式は横浜市の電子申請・届出システムからダウンロードできます。騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設の変更については、両方の届出が必要になります（液圧プレスや7.5キロワット以上の空気圧縮機など）。また、届出書一式は正副2部作成してください。

（2）必要な添付書類

設置届出書の場合と同様の資料を添付してください（6ページ参照）。

様式第3

特定施設の種類ごとの数変更届出書

(届出先)
横浜市 市長

令和3年 ○月 ○日

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

横浜市中区○○町一丁目1-1
○○株式会社
代表取締役 横浜 太郎

届出者

電話 045-671-xxxx
担当者 ○○課 横浜 次郎

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

| 工場又は事業場の名称 | ○○株式会社 横浜工場 | | ※整理番号 | | | | | | |
|-------------|----------------|--------|--------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 工場又は事業場の所在地 | 横浜市○区○○町○丁目○-○ | | ※受理年月日 | | 年 月 日 | | | | |
| | | | ※施設番号 | | | | | | |
| | | | ※審査結果 | | | | | | |
| | | | ※備考 | | | | | | |
| 特定施設の種類 | 型式 | 公称能力 | 数 | | 使用開始時刻 | | 使用終了時刻 | | 変更予定 年 月 日 |
| | | | 変更前 | 変更後 | 変更前 (時・分) | 変更後 (時・分) | 変更前 (時・分) | 変更後 (時・分) | |
| 空気圧縮機 | AAA-xxxx | 7.5 kW | 1 | 5 | 8:00 | 8:30 | 17:00 | 17:30 | 令和3年 4月1日 |
| 機械プレス | BBB-xxxx | 297 kN | 0 | 1 | - | 8:30 | - | 17:30 | 令和3年 4月1日 |
| 送風機 | CCC-xxxx | 7.5 kW | 2 | 0 | - | - | - | - | 令和3年 4月1日 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

- 備考1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
 2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

| | | | | | |
|----|-----|----|-----|------|--|
| 条例 | 月 日 | 振動 | 月 日 | ※受付者 | |
|----|-----|----|-----|------|--|

7 経過措置による届出

騒音規制法・振動規制法に係る指定地域が変更になったり、新たに特定施設が追加指定されるなどの事情により特定工場の設置者となった場合には、当該施行日から30日以内に「特定施設使用届出書」を市長に届け出なければなりません。

(1) 様式第2「特定施設使用届出書」の作成

様式は横浜市の電子申請・届出システムからダウンロードできます。作成方法は、5ページ（4 特定施設設置届出書の作成）をご参照ください。騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設の変更については、両方の届出が必要になります。また、届出書一式は正副2部作成してください。

(2) 必要な添付書類

設置届出書の場合と同様の資料を添付してください（6ページ参照）。

8 特定施設に係るその他の届出

(1) 届出者・届出をする時期・届出先

特定施設の設置の届出をした者は、その届出事項に変更があったときには、当該事項の変更のあった日から30日以内に、市長に届け出なければなりません。騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設に係る変更については、両方の届出が必要になります。このときは、別々の届出書で届出をしてください。また、届出書は正副2部作成してください。

(2) 届出が必要な変更と届出様式

《主な変更事由の例》

| 変更事由 | 届出様式 (騒音規制法・振動規制法共通) | 届出の時期 |
|--|--|---------------------------|
| 届出者の氏名・住所・法人にあってはその代表者の氏名、事業場名称・事業場の所在地の変更* ₁ | 様式 「氏名等変更届出書」 (12ページ参照) | 変更のあった日から <u>30日以内</u> |
| 相続・合併・譲渡・賃貸など* ₂ | 様式 「承継届出書」(13ページ参照) | |
| 特定施設の廃止* ₃ | 様式第7 「特定施設使用全廃届出書」 (14ページ参照) | |

*1 住居表示の変更等により、事業場の住所が変更になる場合。

*2 すべての特定施設について変更事由が生じた場合。一部のみの場合は、新たに設置の届出が必要です。

*3 特定工場等に設置するすべての特定施設の使用を廃止した場合。一部のみを廃止した場合には届出は不要です。

《氏名等変更届出書 記入例》

騒音規制法・振動規制法の両方で届出をしている特定工場においては、それぞれの法律ごとに氏名等変更届出書（正副2部ずつ）の提出が必要です。

氏名等変更届出書

(届出先)
横浜市 市長

令和3年 ○月 ○日

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

横浜市中区○○町一丁目1-1
○○株式会社
代表取締役 横浜 太郎

届出者

騒音規制法・振動規制法両方の特定施設をもつ特定工場に係る変更については、別々の届出書で届け出してください。

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、
 大気汚染防止法第11条
 （第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。）
 ばい煙発生施設
 揮発性有機化合物排出施設
 一般粉じん発生施設
 特定粉じん発生施設
 水銀排出施設
 ダイオキシソ類対策特別措置法第18条
 騒音規制法第10条
 振動規制法第10条
 水質汚濁防止法第10条

の規定により、
次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|-------|---------------|-------------|--------|-------|
| 変更の内容 | 変更前 | 代表取締役 横浜 一郎 | ※整理番号 | |
| | 変更後 | 代表取締役 横浜 太郎 | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 変更年月日 | 令和3年 4月 1日 | | ※施設番号 | |
| 変更の理由 | 代表者が変更になったため。 | | ※備考 | |

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。
 4 該当する法律ごとに届出書を提出すること。

| | |
|-----------------|-----------------|
| 届出に係る工場又は事業場の名称 | ○○株式会社 横浜工場 |
| 所在地 | 横浜市○○区○○町○丁目○-○ |

| | | |
|-----|-------------------|---|
| 連絡先 | 部 ○○課 | 係 |
| | 担当者氏名 横浜 次郎 | |
| | 電話番号 045-671-xxxx | |

《承継届出書 記入例》

騒音規制法・振動規制法の両方で届出をしている特定工場においては、それぞれの法律ごとに承継届出書（正副2部ずつ）の提出が必要です。

承 継 届 出 書

(届出先)
横浜市 長

令和3年 ○月 ○日

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の氏名

横浜市中区○○町一丁目1-1
○○株式会社
代表取締役 横浜 太郎

- ばい煙発生施設
- 揮発性有機化合物排出施設
- 一般粉じん発生施設
- 特定粉じん発生施設
- 水銀排出施設
- 特定施設
- 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）
- 大気汚染防止法第12条第3項（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。）
- ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項
- 騒音規制法第11条第3項
- 振動規制法第11条第3項
- 水質汚濁防止法第11条第3項

に係る届出者の地位を承継したので、

騒音規制法・振動規制法両方の特定施設をもつ特定工場に係る変更については、別々の届出書を届け出してください。

の規定により、次の通り届け出ます。

| | | | |
|---------------------|-----------------|----------------|-------|
| 工場又は事業場の名称 | ○○株式会社 横浜工場 | ※整理番号 | |
| 工場又は事業場の所在地 | 横浜市○○区○○町○丁目○-○ | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 〔施設〕 〔特定施設〕の種類 | 空気圧縮機、機械プレス、送風機 | ※施設番号 | |
| 〔施設〕 〔特定施設〕の設置場所 | 機械室内 | ※備考 | |
| 承継の年月日 | 令和3年 ○月 ○日 | | |
| 被承継者 | 氏名又は名称 | ●●株式会社 | |
| | 住所 | 横浜市中区○○町二丁目2-2 | |
| 承継の原因 | 合併による | | |

- 備考
- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。
 - 4 該当する法律ごとに届出書を提出すること。

| | | | |
|-----|-------|--------------|---|
| 連絡先 | 部 | ○○課 | 係 |
| | 担当者氏名 | 横浜 次郎 | |
| | 電話番号 | 045-671-xxxx | |

《特定施設使用全廃届出書 記入例》

騒音規制法・振動規制法の両方で届出をしている特定工場においては、それぞれの法律ごとに特定施設使用全廃届出書（正副2部ずつ）の提出が必要です。

法人名称等が変更になっている場合には、氏名等変更届出書の提出も必要となります。ご不明の場合は、騒音担当までお問い合わせください。

様式第7

特定施設使用全廃届出書

(届出先)
横浜市 市長

令和3年 ○月 ○日

騒音規制法・振動規制法両方の特定施設をもつ特定工場に係る変更については、別々の届出書を届け出してください。

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

横浜市中区○○町一丁目1-1

○○株式会社

代表取締役 横浜 太郎

電話 045-671-xxxx

担当者 ○○課 横浜 次郎

特定施設のすべての使用を廃止したので、とお届け出ます。

- 騒音規制法第10条 の規定により、次の
 振動規制法第10条

| | | | |
|-------------|----------------|--------|-------|
| 工場又は事業場の名称 | ○○株式会社 横浜工場 | ※整理番号 | |
| 工場又は事業場の所在地 | 横浜市中区○○町一丁目1-1 | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 使用全廃の年月日 | 令和3年 ○月 ○日 | ※施設番号 | |
| 使用全廃の理由 | 工場閉鎖のため | ※備考 | |

- 備考1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

資料1 建築材料等による防音効果

| 名称 | | 平均 | 透過損失 (デシベル) | | | | |
|---------------------------|------------------------------|----|-------------|-------|-------|------|------|
| | | | 125Hz | 250Hz | 500Hz | 1kHz | 2kHz |
| 単 板 | ラワン合板(6) | 17 | 11 | 12 | 16 | 21 | 24 |
| | ラワン合板(12) | 23 | 20 | 21 | 23 | 26 | 24 |
| | せっこうボード(7) | 20 | 8 | 12 | 19 | 26 | 34 |
| | せっこうボード(9) | 21 | 10 | 14 | 21 | 27 | 35 |
| | せっこうボード(12) | 23 | 15 | 15 | 22 | 29 | 35 |
| | スレート小波板(6.5), ピッチ63.5, 波高17 | 22 | 12 | 18 | 23 | 25 | 30 |
| | スレート平板(6) | 24 | 13 | 17 | 24 | 29 | 34 |
| | フレキシブルボード(4) | 24 | 19 | 21 | 23 | 28 | 32 |
| | フレキシブルボード(6) | 28 | 24 | 23 | 28 | 32 | 36 |
| | センチュリーリシンボード(12) | 28 | 22 | 25 | 29 | 32 | 30 |
| | 鉄板(1) | 24 | 17 | 19 | 24 | 28 | 33 |
| | 鉄板(3) | 33 | 25 | 28 | 32 | 38 | 40 |
| | 鉄板(4.5) | 33 | 22 | 27 | 34 | 39 | 41 |
| | 鉛板(1), 11.3kg/m ² | 30 | 26 | 26 | 28 | 32 | 38 |
| 各 種 壁 構 造 | 波形垂鉛鉄板#30と合板(3)中空層(100) | 19 | 9 | 10 | 19 | 28 | 31 |
| | 波形垂鉛鉄板#30と合板(3)の中空 GW(25)入り | 24 | 9 | 12 | 24 | 35 | 39 |
| | スレート大波板(6.5)とFB(4) | 24 | 15 | 17 | 22 | 30 | 34 |
| | スレート中空部ウレタン(6-50-6) | 25 | 20 | 21 | 19 | 30 | 36 |
| | FB(4)と木毛セメント板(17) | 29 | 22 | 25 | 28 | 33 | 36 |
| | FB(4)と合板(3)の中空(空気層100) | 31 | 16 | 22 | 31 | 41 | 46 |
| | FB中空にGW(6-40-6+GW40) | 31 | 24 | 24 | 34 | 37 | 37 |
| | PB中空(7-45-7)共通間柱 | 30 | 15 | 18 | 27 | 38 | 49 |
| | PB中空(7-100-7) | 36 | 17 | 27 | 34 | 48 | 56 |
| | PB(7)とRW(50) | 30 | 17 | 23 | 30 | 36 | 42 |
| | PB(7)と空気層(50)とRW(50) | 29 | 13 | 20 | 27 | 36 | 42 |
| | PB中空にRW(7-100-7+RW50) | 40 | 18 | 31 | 42 | 53 | 59 |
| ワイヤラス下地モルタル塗と合板(3)中空(真壁造) | 33 | 21 | 26 | 33 | 41 | 46 | |

| 名称 | | 平均 | 透過損失(デシベル) | | | | |
|-------|---|----|------------|-------|-------|------|------|
| | | | 125Hz | 250Hz | 500Hz | 1kHz | 2kHz |
| 各種壁構造 | シボレックス(75)仕上なし | 36 | 32 | 34 | 33 | 34 | 44 |
| | ALC板(100)両面モルタル塗(15), 115kg/m ² | 39 | 30 | 32 | 39 | 44 | 49 |
| | ALC板(100)と空気層(40)とPB(9) | 42 | 26 | 36 | 39 | 51 | 60 |
| | ALC板(100)とGW(40)とPB(9) | 48 | 32 | 44 | 47 | 55 | 62 |
| | 軽量コンクリートブロック(100)仕上なし, 160kg/m ² | 28 | 20 | 24 | 27 | 31 | 37 |
| | 軽量コンクリートブロック(100)両面油性塗料, 160kg/m ² | 42 | 32 | 35 | 41 | 48 | 52 |
| | 重量コンクリートブロック(150)両面モルタル(10) | 45 | 33 | 37 | 45 | 53 | 56 |
| 窓サッシ | 普及型アルミサッシA(引違い)、ガラス(3) | 17 | 11 | 17 | 18 | 17 | 18 |
| | 普及型アルミサッシA(引違い)、ガラス網入(7) | 19 | 16 | 20 | 21 | 18 | 18 |
| | 普及型アルミサッシAの2重ガラス(5-5)、中空層(100) | 23 | 17 | 21 | 26 | 26 | 22 |
| | 気密型アルミサッシ(片引き)、ガラス(5) | 27 | 22 | 25 | 28 | 31 | 30 |
| | ガラスブロック積み、88kg/m ² | 41 | 33 | 36 | 40 | 45 | 50 |
| シャッター | 鋼製標準シャッター(スラット厚1.6) | 17 | 15 | 16 | 18 | 14 | 20 |
| | 鋼製しゃ音シャッター(スラット厚1.6) | 25 | 23 | 26 | 22 | 26 | 28 |
| | 鋼製標準シャッター+しゃ音シャッター(スラット厚1.6 空気層500) | 36 | 37 | 35 | 34 | 33 | 40 |
| | アルミシャッター(スラット厚4.3) | 28 | 30 | 25 | 28 | 26 | 30 |

*材料名のあとの(数値)は厚さ(単位:mm)を示します。

*FB:フレキシブルボード, RW:ロックウール吸音材, GW:グラスウール吸音材,

P:混合せっこうプラスター, PB:せっこうボード

*参考資料:「実務的騒音対策指針」社団法人 日本建築学会編 技報堂出版

*この表にない建築材料を騒音の予測計算に使用する場合は、参考資料として防音効果がわかるメーカーのカタログ等の資料の添付をお願いします。

資料2 特定工場等に係る騒音・振動の規制基準

(1) 騒音規制法の規制基準*

(単位：デシベル)

| 区域の区分 | 時間 | | 午前8時から 午後6時まで | 午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後11時まで | 午後11時から 午前6時まで |
|-------|--|--|------------------|---------------------------------------|-------------------|
| | 地域 | | | | |
| 第1種区域 | 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 | | 50 | 45 | 40 |
| 第2種区域 | 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の区域(市街化調整区域) | | 55 | 50 | 45 |
| 第3種区域 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 | | 65 | 60 | 50 |
| 第4種区域 | 工業地域 | | 70 | 65 | 55 |
| ** | 工業専用地域 | | 75 | 75 | 65 |

(2) 振動規制法の規制基準*

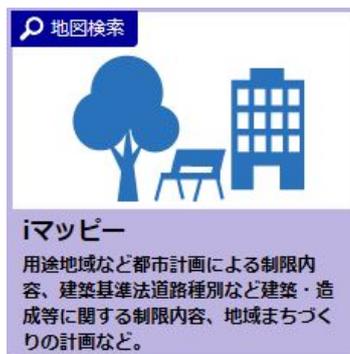
(単位：デシベル)

| 区域の区分 | 時間 | | 午前8時から 午後7時まで | 午後7時から 午前8時まで |
|-------|--------|--|------------------|------------------|
| | 地域 | | | |
| 第1種区域 | I | 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 | 60 | 55 |
| | II | 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の区域(市街化調整区域) | 60 | 55 |
| 第2種区域 | I | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 | 65 | 60 |
| | II | 工業地域 | 70 | 60 |
| ** | 工業専用地域 | | 70 | 65 |

*騒音及び振動の測定地点は、工場等の敷地境界線上の地点とする。

**工業専用地域は騒音規制法・振動規制法の指定地域から除外されていますが、横浜市生活環境の保全等に関する条例により、工場・事業所の敷地の境界線で騒音・振動の規制基準が定められています。

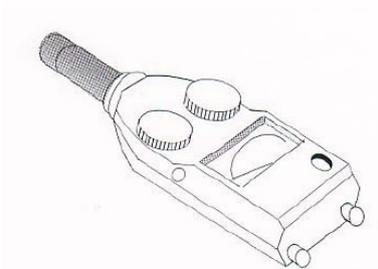
☆横浜市の区域における用途地域は、
横浜市行政地図情報提供システム
まちづくり地図情報「i-マップ」
でご確認ください。



<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

☆騒音計・振動レベル計の貸出しについて

横浜市では、公害防止等を目的として自主的に騒音測定を行う事業者の皆さまのために、騒音計・振動レベル計の貸出し（無料）を行っていますのでご利用ください。
操作方法等は分かりやすく説明いたします。ご利用は、下記まで予約申込みをしてください。

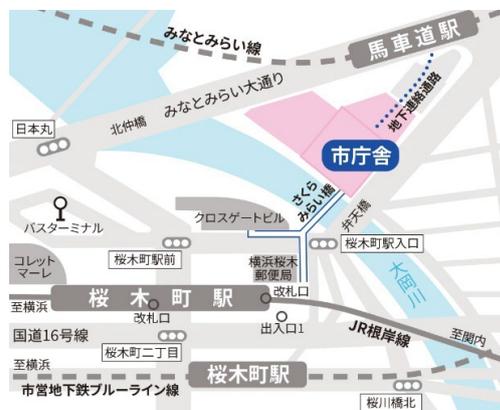


☆問合せ・予約

横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10
市庁舎 27 階

横浜市みどり環境局大気・音環境課

電話 045-671-2485



横浜市みどり環境局環境保全部大気・音環境課

令和6年4月 改訂

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10
市庁舎 27 階

電話 045-671-2485

FAX 045-550-3923

E-mail mk-souon@city.yokohama.lg.jp